

みんなで守ろう 洞爺湖町の景観

(第2回)

■問合せ 建設課管理・土木・都市計画グループ(☎ 74-3007)

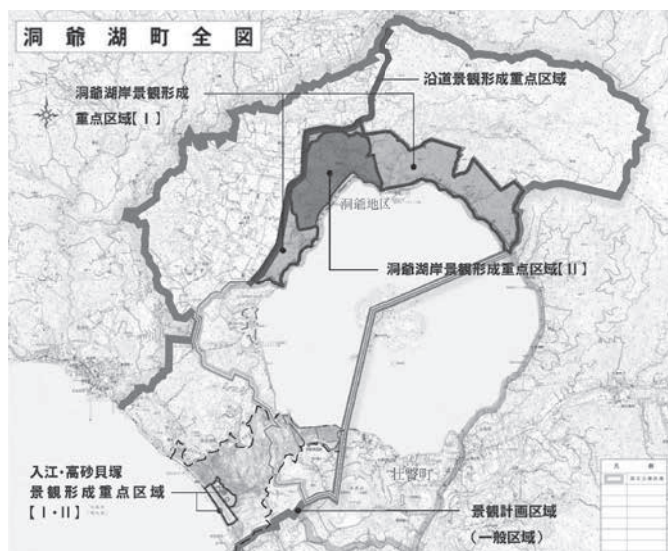
前回は、景観計画策定の目的とまちの景観の将来像について掲載しましたが、第2回は景観計画区域について説明します。

1. 景観計画区域(一般区域)と景観形成重点区域

洞爺湖町全域を景観計画区域(一般区域)とします。

その中でも景観づくりにおいて特に重要な区域とした景観形成重点区域は①入江・高砂貝塚景観形成重点区域②沿道景観形成重点区域③洞爺湖岸景観形成重点区域の3つです。

2. 景観計画区域図



一定規模以上の建物や工作物などを建築するなどの場合は、洞爺湖町景観条例、景観計画により町への届出・協議が必要になります。

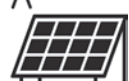
届出は、工事着手の30日前までに行わなければなりません。



建物や工作物などに色や高さなどの基準を定めており、この基準を守るようお願いします。

工作物の一例

・柵、塀、擁壁など ・遊戯施設 ・柱、煙突、塔、彫像など ・貯蔵・処理施設 ・太陽光発電



◀【洞爺湖岸景観形成重点区域【1】】
美しい田園と洞爺湖が調和する
財田地区



◀【入江・高砂貝塚景観形成重点区域】
貴重な縄文遺跡が眠る
入江・高砂貝塚地区

次回は各区域について解説します。